

鳥取県西部広域行政管理組合 使用料等審議会（第 3 回） 議事録

会議名	鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会（第 3 回）
議事日程	日 時 令和 7 年 8 月 2 7 日（水）午後 2 時 0 0 分から 場 所 米子市淀江支所 大会議室 日 程 1 開会 2 報告 (1) 第 2 回審議会の概要 3 議題 (1) 火葬場使用料及び不燃物処理手数料の見直しについて - ア 使用料等の改定額について 4 その他 5 閉会
出席者	(委員) 石川真澄、森田豊充、景山泰子、矢倉 賢、角田和久、古都憲孝、 長谷川 正 (事務局) 事務局長 深田 龍 施設管理課長 本池 将 施設管理課施設長 小林祥弘 施設管理課担当課長補佐 安田 憲 総務課長 米田克宏 総務課担当課長補佐 安田香織 総務課係長 門脇侑衣
欠席者	なし
傍聴者	なし
公開・非公開	公開
開会	午後 2 時 0 0 分

会議内容	
事務局	1 開会 ・第3回鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会を開会する。 ・鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会条例第6条第3項に定める委員の半数以上の出席を満たしているため、会の成立を報告。
会長	2 報告 ・本会議は非公開情報に該当する事項がないため、公開とすることを委員に諮り同意を得る。
事務局	第2回審議会の概要報告 [資料] ・第2回審議会の概要（資料1） [説明事項] ・上記資料について事務局より第2回審議会の概要を報告。 [質疑応答] ・なし
事務局	3 議題 (1) 火葬場使用料及び不燃物処理手数料の見直しについて ア 使用料等の改定額について [資料] ・使用料等の改定額について（資料2） [説明事項] ・火葬場使用料の改定額を審議するため、「使用料等の改定額について」（資料2の6ページまで）を事務局から説明。 ・圏域内居住者大人火葬の試算額 17,304 円の端数処理については、使用料収入の不足が生じないよう切上げ処理を行い、18,000 円で資料を作成した。 ・圏域内居住者大人以外の各料金については、圏域内居住者大人の火葬料金の改定割合 1.5 倍を現行料金にそれぞれ乗算して算出した。焼却と霊安室は課税対象となるため、消費税を含めた額である。 ・圏域外居住者についても、料金負担の公平性を考え事務局で検討した結果、圏域内の各料金と同様に 1.5 倍の改定割合で乗算して算出した額を試算額とした。
会長	・火葬場使用料改定額について事務局から説明があったが、説明内容について質疑等あればお願いします。

委員	・火葬や霊安室の使用料金は主に故人の家族が負担すると思うが、生体分離肢体や産汚物等の焼却については、病院から持ち込まれ、病院が焼却料金を支払うのか。
事務局	・そのとおり。焼却について、生体分離肢体は個人で持ち込まれる場合もあるが、産汚物や系統解剖遺体（残部）は、主に病院から搬入され病院が主に後納により支払っている。
会長	・それでは、まず、火葬場使用料の端数処理について議論していきたい。端数処理について意見を願います。
委員	・圏域内居住者大人の火葬料金の試算額 18,000 円は、東部広域や中部広域と比較すると、金額として低いように見えるが、算出した額（18,000 円）のとおりでよいのではないか。
委員	・施設管理やサービス水準の維持等から、圏域内大人の火葬料金は 18,000 円でよいが、霊安室の料金（22,800 円）は意外に高い。これが妥当と言われたらそうかもしれないが、もう少し低い金額に設定することはできないか。
事務局	・霊安室の料金は、桜の苑以前の米子市斎場の時から、ご遺体を預かる料金として、当時の大人火葬の料金と同じ金額を設定していたという背景がある。昔は市営葬儀を行っていたこともあるが、今は民間の葬儀社でもご遺体の預りを行っている。
会長	・確認であるが、圏域内居住者大人の火葬料金の端数処理は切上げをし、改定額は 18,000 円で異議はないか。
委員一同	・異議なし
会長	・次に、圏域内居住者大人の火葬料金の改定額 18,000 円を基に、他の料金について議論していきたい。圏域内居住者大人の火葬料金の改定額が現行料金（12,000 円）の 1.5 倍となることから、他の料金についても同様に 1.5 倍をかけて試算している。先ほど委員から霊安室の料金に関しては検討の余地があるという意見があったが、民間の葬儀業者が行っているご遺体預りの料金は、現行料金（15,200 円）と同程度であるか。

事務局	・ 葬儀業者 10 数社のうち、約 4 社がご遺体預かりのサービスを行っており、現行の霊安室料金 15,200 円と同程度の額でサービスを提供している。
会長	・ 仮に、試算額の 1.5 倍の 22,800 円よりも低い金額となっても葬儀業者を圧迫することにはならないか。
事務局	・ 葬儀業者への圧迫には繋がらないと考える。
会長	・ 焼却の系統解剖遺体（残部）の料金については、専門の医療機関等が対象になると思われるので、現金払いはあまり想定しなくてよいか。
事務局	・ 現金払いの病院もあるが、基本的には後納で対応されている。
会長	・ 系統解剖遺体（残部）と霊安室の試算額は、両方とも 10,650 円で 10 円単位となっているが、それぞれの端数処理について意見を願います。
事務局	・ 補足であるが、火葬件数の約 95%が圏域内居住者大人での利用であり、それ以外の小人や死産児等は、月に数件程度と非常に少ない状況である。火葬場を運営する指定管理業者に現金の取扱いについて確認したところ、圏域内居住者大人以外の件数は非常に少ないため、10 円や 100 円単位の現金の取扱いについて負担にはならないとのことだった。
会長	・ 考え方としては、圏域内居住者大人の火葬以外の件数は比較的少ないことから、試算額を端数処理せず 10 円単位の額で改定する方法や、例えば 650 円を 500 円に揃える方法、霊安室の死体(24 時間)の料金(22,800 円)をもう少し切りの良い数字にするとといった方法も考えられる。
委員	・ 確認であるが、霊安室について東部広域も中部広域も金額が記載されていないが、サービスがないということか。
事務局	・ そのとおり。東部広域も中部広域も霊安室のサービスはない。
委員	・ 試算額をみると 500 円での端数が多いので、端数処理については 500 円で揃えてはどうか。
会長	・ 焼却の系統解剖遺体（残部）と霊安室の死産児（24 時間）の 10,650 円については、10,500 円で揃えるのはいかがか。

委員	・異議なし
会長	・圏域内居住者大人の火葬料金を 18,000 円に切上げているので、霊安室の死体（24 時間）の料金については、委員からも指摘があり、僅かではあるが、負担感を考慮して試算額 22,800 円のところ、切捨ての端数処理をして 22,000 円とするのはいかがか。一日安置し、火葬をして、合わせて 4 万円になるがよいか。
委員	・異議なし
会長	・次に、圏域外居住者の使用料について議論をお願いしたい。圏域外居住者大人の火葬料金であるが、圏域内居住者大人の火葬料金の改定割合（1.5 倍）を現行料金に乗算して算出している。東部広域よりは高い金額だが、中部広域とは同水準の金額になっている。
事務局	・補足であるが、東部広域も中部広域も概ね 3 年に 1 回料金改定の見直しをしている。東部広域は、令和 5 年度に見直しの検討を行い、圏域外料金の試算額が現行料金よりも下がる結果となったが、圏域内料金を据え置いたことで、公平性の観点より圏域外料金も据え置かれた。次回令和 8 年度に見直しの予定とされている。
委員	・東部広域が令和 8 年度に見直しをして料金が改定するかはわからないが、中部広域とは大きな差はないので、事務局の原案どおりで良い。
会長	・原案では 73,500 円であるが、端数 500 円はそのままでもよろしいか。
委員	・異議なし
会長	・それでは原案のとおり、圏域外居住者大人の火葬料金の改定額は 73,500 円とする。その上で、圏域外の他の料金について、系統解剖遺体（残部）は、圏域内外問わず同一料金としていることから、10,500 円で合わせる。特に意見がないようであれば、霊安室については、圏域内と同様に 1000 円未満の端数は切捨て処理を行い、死体（24 時間）は試算額 38,100 円のところ 38,000 円、死産児（24 時間）は 1000 円未満の端数は切捨て 18,000 円とし、他の料金については、原案のとおりとするのはいかがか。

委員	・異議なし
委員	・焼却の系統解剖遺体（残部）は圏域内外問わず同一料金としているのはなぜか。
事務局	・系統解剖遺体（残部）の焼却については、病院から証明書が発行され、その証明を受けて焼却を行うが、証明書に住所地の記載がなく把握することができないため、圏域内外問わず同一料金としている。
会長	・それでは、火葬場使用料について、圏域内居住者大人の火葬は 18,000 円とし、この圏域内居住者大人の火葬料金 18,000 円を基準とし、現行料金 12,000 円からの改定割合 1.5 倍をその他の料金にも適用する。端数処理に関しては、それぞれ 500 円で揃え、霊安室死体（24 時間）は 22,000 円とする。 圏域外居住者の使用料についても、同様に圏域内居住者大人の火葬料金の改定割合 1.5 倍をそれぞれ現行料金に乗算する。焼却の系統解剖遺体（残部）は圏域内と同様に 10,500 円、霊安室の死体（24 時間）は 38,000 円、死産児（24 時間）は 18,000 円とする。以上を本審議会の結論とするがよろしいか。
委員	・異議なし
会長	・次に、不燃物処理手数料について、事務局から資料の説明をお願いする。
事務局	〔資料〕 ・使用料等の改定額について（資料 2） 〔説明事項〕 ・不燃物処理手数料の改定額を審議するため、「使用料等の改定額について」（資料 2 の 8 ページから 11 ページまで）を事務局から説明。 ・不燃物処理手数料の試算額 481 円～577 円の端数処理については、10 円未満の端数が生じないように、480 円～580 円で資料を作成した。 ・今回の改定における試算額が県内他団体の中で最高額となるため、県内他団体との均衡を考慮し、県内最低額 390 円、最高額 430 円、平均額 410 円も改定額案として提示した。また、不燃物処理手数料は消費税を含めた額として審議いただきたい。 ・不燃物処理手数料は、現行料金から大幅な引き上げ（2.2 倍～3.3 倍）となるため、激変緩和措置として、年度ごとの段階的な引き上げ額についても試算した。

会長	・審議項目が複数あるため、最初に個人と事業所で料金設定を変えるかどうかを決めた後、手数料の改定額について議論し、最後に激変緩和措置について検討するという流れで進めたい。議論の前に、事務局からの説明に対して質疑等あれば願います。
委員	・受益者負担の考え方について第1回審議会でも事務局から説明があったが、本来手数料はサービス等の原価100%を受益者が負担することを基本としているが、今回の改定で受益者負担率50%又は60%で改定額とした場合、手数料収入で賄えない部分については関係市町村が負担することになる。平成21年以降改定されなかったことで、今回大幅な金額の値上げとなるため、利用者負担を考慮して激変緩和措置を行うことは必要であるが、今回の受益者負担率が今後の見直しの基準になってしまうと、関係市町村が負担する額も減少することはないだろう。本来の受益者負担率100%に持っていくという視点も必要と考える。
事務局	・手数料等の改定について、この間も検討したことはあったが、結果として16年間料金改定には至らなかった。現在、組合の行財政改革の一つに使用料等の見直しを入れており、今回改定について検討しているところである。今後は適正な料金水準について3年ごとに検討を行い、状況を鑑みて必要に応じて見直しをしていかなければならないと考えている。 また、不燃物処理手数料の受益者負担率の考え方については、第2回審議会でも西部圏域内において施設の選択肢がないことや施設利用という観点から、使用料と性質が類似していると判断し、受益者負担率を50%とする考えや前回改定時の負担率59%の意見を基に今回試算している。
委員	・受益者負担率50%や60%で試算を算出したことは理解するが、受益者負担率を低く設定するということは、それだけ税金を使用するということを念頭に置くべきである。
会長	・行政が行っているサービスであるため、税金で負担すれば受益者負担を抑えることができるので、一昔前までは、税金で負担することにより、できるだけ受益者負担率を抑えて住民サービスを提供することが良いとされていた。おそらくその名残が残っている中で、前回平成21年度に料金が改定されたのだろう。その後、行政が財政的に余裕がなくなっている一方で、日本全体がデフレ傾向であったこともあり、平成21年

	度以降改定しなくても施設を運営維持できていたが、昨今の急激なインフレが進み、定期的な見直しが必要となり、今回の審議会が開催されたと認識している。先ほど事務局から説明があったとおり、今後は定期的に見直しが行われるだろう。
委員	・激変緩和措置について、中部広域の手数料は、1、2年目に引き上げ幅30%を加算、3年目に改定金額と説明があるが、これはどういうことか。
事務局	・中部広域の改定金額は、430円/10kgであるが、改定前の177円/10kgから430円/10kgは大幅な増額改定であるため、令和6年度に177円/10kgから250円/10kg、令和7年4月に330円/10kg、令和8年4月から430円/10kgへ約30%ずつ段階的に引上げが行われるということである。
委員	・中部広域も定期的に料金の見直しを行っているのか。
事務局	・本組合と同様に中部広域も審議会を設置しており、定期的に見直しを行っている。
会長	・それでは、まず、個人と事業所で料金設定を変えるか否かというところで、現行料金は同額としており、県内他団体も同額としている。今回も区別はつけず同額でよいのではないかと考えるかいかがか。
委員一同	・異議なし
会長	・個人と事業所は同額とする。次に手数料の改定について、増額の必要性については委員一致であるが、最終的な改定額について議論していきたい。受益者負担率50%で算出した試算額481円を端数処理した480円、前回改定時の受益者負担率59%を参考に60%で算出した試算額577円を端数処理した580円、さらに県内の他団体との均衡を考慮した案として、それぞれ県内最低額390円、県内最高額430円、平均額410円が資料に示されているが、意見を願います。
委員	・県内他団体もそれぞれ定期的に見直しが行われている状況の中で、他団体の最低額や最高額を基準に手数料を決定するのではなく、西部広域として試算額を基に主体的に決定した方がよい。

会長	委員の意見を踏まえると、他団体との均衡を考慮した試算額（最高額、最低額、平均額）ではなく、受益者負担率 50%や 60%又は 50～60%の中間のところで第3案が出てくるかと思うが、どう考えるか。
委員	ある程度根拠を持って改定額を決めることになるが、他団体の金額と比較した場合、受益者負担率 60%で算出した試算額 580 円とした場合、他団体の料金と差があり過ぎるので、50%を基準とした方がよいと考える。
会長	受益者負担率 50%という意見が出たが、その他の委員はどう考えるか。将来を考えた場合、本来受益者負担率 100%が基準であるため、60%の方がよいという意見はあるか。
委員	西部広域として主体的に決めるというのはまさにその通りである。算出に含める費目や金額等は間違っていないので、その額を基本に改定額を決めた方がよい。その上で受益者負担率については、手数料本来の受益者負担率 100%へ持っていくという視点が必要という委員の意見もあったので、将来を見据えて 60%としてもよいと考える。本来であれば何年か前に見直しをしていたら、480 円ぐらいであったかもしれない。
会長	仮に受益者負担率を 50%とした改定額 480 円は現行料金の約 3 倍の値上げとなり、60%とした場合、580 円は約 4 倍の値上げとなるがいかか。
委員	今回は令和 8 年度から 3 年間の値上げであるが、その先も見据えて受益者負担率が本来の 100%に今後近づけられるのであれば、50%の案でも良いと考える。
会長	リサイクルプラザには、最終処分処理施設がないので、外部委託などで中部広域や東部広域に比べてコストがかかるのは明白である。令和 13 年度に施設が更新される予定であるが、西部広域の規模に合わせた形で最適なものを建設されるとすれば、おそらく原価は今よりも下がるのではないかと考えられる。そのため、無理に受益者負担率 100%を目指すのではなく、できるだけ近づけられるようなイメージで考えている。
事務局	リサイクルプラザの稼働予定は令和 13 年度までであり、新しい施設は可燃物処理施設も一緒に含めた施設を建設したいと考えている。ごみの減量化や人口減少等を踏まえて整備していきたい。

委員	・今回の審議会で不燃物処理手数料の受益者負担率を 50%とした場合、次回以降に開催される審議会でも 50%が基準になってしまわないか。手数料は受益者負担率 100%が基本であるにもかかわらず、今回の結論とした 50%が基準になってしまうと、各市町村の負担は減らないのではないか。
事務局	・次回開催される審議会でも、手数料の考えとして、受益者負担は、役務の提供に係る原価（100%）が基本であることをお示した上で、今回と同様審議会でも負担率についても検討していただくことになる。
会長	・今回の審議会の結論として、手数料の受益者負担率は役務の提供に係る原価（受益者負担率 100%）であることを理解した上で、その他事情を勘案して受益者負担率を 50%又は 60%になったといった答申内容になる。次回の審議会でも、原則 100%を踏まえた上で議論されることになると思うが、それでも危惧されるのであれば、将来的には 100%の受益者負担率の実現を目指すということを附帯意見として答申案の中で述べることも可能である。
会長	・各委員の意見を踏まえると、3年後の到達点として受益者負担率 50%の試算額 480 円／10 kg を本審議会の結論としたい。 ・最後に、激変緩和措置について、事務局が提示した令和 8 年 4 月から 280 円／10 kg、令和 9 年 4 月から 380 円／10 kg、令和 10 年 4 月から 480 円／10 kg とするか、あるいは最初の段階でもう少し高い額で始めるか、そもそも激変緩和措置を不要とするか、意見をお願いしたい。
委員	・事務局は大変かもしれないが、年度ごとに 3 回に分けて激変緩和措置を行った方がよい。
委員	・委員の意見に賛成する。平成 21 年度から改定を行っておらず、今回一度に 480 円／10 kg とすると、住民感情として納得できないのではないかな。
委員	・一度に 3 倍の値上げとなると、利用者にとっては、非常に抵抗が大きく、負担に感じる。事務局が提示した 3 段階で激変緩和措置を行い、少しずつ値上げしていくのがよい。
委員	・少し高いかもしれないが激変緩和措置は行わずに、480 円／10 kg とし

	てもよいのではないか。
委員	・本来の負担のあり方を考えると、激変緩和措置を行うべきかどうかは何とも申し上げられない。附帯意見として、本来の手数料のあり方については述べておくべきと考える。
委員	・各委員の合意が取れるのであれば、受益者負担率は 50%で激変緩和措置はあったほうが良いと考える。今回の審議会は4回目で答申を行うことになっていたが、使用料等の料金の見直しを審議するには、少し時間が足りなかったように思う。次回以降の審議会では、組合の成り立ちや事業の取組み等を含めて丁寧に説明をしていただきたい。
会長	・それでは、不燃物処理手数料については、受益者負担率 50%の試算額 481 円を端数処理して 480 円／10 kgとし、激変緩和措置をして、年度ごとに 100 円ずつ上げていく案（令和 8 年 4 月～280 円／10 kg、令和 9 年 4 月～380 円／10 kg、令和 10 年 4 月～480 円／10 kg）を審議会の結論としたいがよろしいか。
委員一同	・異議なし
会長	4 その他 ・議事以外について、事務局からその他何かあればお願いしたい。
事務局	・第4回審議会は、令和 7 年 9 月 24 日（水）午前 10 時から、場所は米子市役所 3 階第 2 応接室で開催する。
会長	・それでは、本日の審議は以上とする。
事務局	5 閉会 ・第3回鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会を閉会する。
閉会	午後 4 時 2 0 分